

豊中市住民票の写し等被請求者本人通知制度実施要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に基づき、住民票の写し等を本人等及び第三者に交付した場合、事前の申し出により登録された者に対し、その交付の事実を通知すること（以下「本人通知制度」という。）により、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票記載事項証明書（当市の様式で発行したものに限る。）、戸籍の附票の写し。
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面。

2 この要綱において「本人等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第 12 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定による住民票の写し等の交付を請求する者及びその代理人
- (2) 戸籍法第 10 条第 1 項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者及びその代理人

3 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第 12 条の 3 又は第 20 条（第 1 項及び第 2 項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- (2) 戸籍法第 10 条の 2 第 1 項又は第 3 項から第 5 項までの規定により住民票の写し等の交付を請求する者

(登録対象者)

第 3 条 本人通知制度の事前登録の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、転出や死亡等により消除された者を除く。
- (2) 住基法の規定により本市の戸籍の附票に記録又は記載されている者。ただし、婚姻や死亡等により戸籍から除かれた者を除く。

- (3) 戸籍法の規定により本市が調製した戸籍に記録又は記載されている者。
ただし、婚姻や死亡等により戸籍から除かれた者を除く。

(事前登録の手続き)

第4条 住民票の写し等の交付の事実の通知を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、豊中市本人通知制度事前登録申込書（様式第1号）により、市長に申し込まなければならない。

2 前項の申込をする場合において、登録希望者は、市長に対し本人による申込であることを証するため、個人番号カード（個人番号カードとみなされている住民基本台帳カード（写真付き）を含む。）、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証（顔写真が貼付されたものに限る。）その他の本人であることを証する書類を提示又は提出しなければならない。

3 第1項の申込を代理人によりしようとするときは、前項に定める本人であることを証する書類のほか、登録希望者の代理人であることを明らかにするため、次に掲げる区分に応じ各号に定める書類を提示又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人

戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証明する書類。（本市に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合を除く。）

(2) 法定代理人以外の者 委任状

(事前登録等)

第5条 市長は、前条の規定による申込があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、本人通知制度登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）
に登録するものとする。

2 市長は、毎週水曜日（その日が市の休日に当たる場合は、その翌日）に事前登録を行うものとする。

3 登録期間は、登録者名簿に登録された日から起算して3年とする。

4 登録者は、前項の登録期間が満了後も引き続き登録を希望する場合は、当該登録期間が満了する日前1月間に前条の規定による申込をしなければならない。

(変更又は廃止の届出)

第 6 条 登録者は、事前登録をした証明書の種類を変更しようとするとき又は登録を廃止しようとするときは、豊中市本人通知制度登録事項変更兼廃止届出書（様式第 2 号）により市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第 7 条 市長は、登録者が次の各号に該当するときは、登録者名簿から抹消するものとする。

- (1) 第 3 条第 1 項の資格を失ったとき。
- (2) 廃止の届出があったとき。
- (3) 登録期間が満了した者が第 5 条第 4 項の申込をしていないとき。
- (4) 登録者が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (5) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令第 12 条第 1 項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (6) その他市長が登録を抹消する理由が生じたと認めたとき。

(登録者への通知)

第 8 条 市長は、本人等及び第三者からの請求により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者に対し、次に掲げる事項を記載した住民票の写し等交付通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

- (1) 発行年月日
- (2) 交付証明書の種別
- (3) 交付枚数
- (4) 交付請求者の種別

(委 任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から実施する。

豊中市本人通知制度事前登録申込書（新規 継続）

（あて先）豊中市長

		申 込 日	年	月	日
住所	豊中市				
フリガナ			電話番号		
氏名			()	—	
生年月日	年	月	日		
申込証明書	<input type="checkbox"/> 住民票の写し、住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本等、戸籍の附票の写し				
	本籍地	豊中市		筆頭者	
	※戸籍謄抄本等、戸籍の附票の写しの本人通知は、現在豊中市に本籍地がある人 のみ申込みできます。申込みする場合は、本籍地、筆頭者を記入してください。				

（注意）

- 通知対象の申込証明書は、申込者の最新の住民票等及び戸籍謄抄本等になります。市内で引っ越し、転籍等をした場合、通知対象の証明書は自動的に引っ越し後、転籍後の住民票等または戸籍謄抄本等に変更されます。変更後の住民票等及び戸籍謄抄本等の通知が不要なときは、廃止の届が必要です。

代理人が 申し込むとき	1. 法定代理人（ <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 後見人）		2. 任意代理人（委任状が必要）		
	住所				
	フリガナ		電話番号		
	氏名		()	—	

（注意）

- 15歳未満または成年被後見人の場合は、法定代理人が申し込んでください。
- 法定代理人が申し込むときは、その資格を証明する書類の提示が必要です。
ただし戸籍謄本は、本籍が豊中市にある場合、申込者の了承のもと市職員が確認できますので、提示を省略することができます。
- 任意代理人が申込書を提出するときは、委任状が必要です。

市役所処理欄 ◎ここから下は記入しないでください。

必要書類						
本人	本人確認書類(住(A・B)・個・免・旅・保・高・介・年)					
法定代理人	<input type="checkbox"/> 戸籍・登記 <input type="checkbox"/> 法定代理人の本人確認書類(住(A・B)・個・免・旅・保・高・介・年)					
任意代理人	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 任意代理人の本人確認書類(住(A・B)・個・免・旅・保・高・介・年)					
宛名番号		登録日		登録番号		
担当者	受付	照合	案内	登録(住)	登録(戸)	通知作成
				/	/	/

豊中市本人通知制度変更兼廃止申込書

(あて先)豊中市長

		申 込 日	年	月	日
住所	豊中市				
フリガナ			電話番号		
氏名			()	—	
生年月日	年	月	日		
内容	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止				
変更後の 申込証明書	<input type="checkbox"/> 住民票の写し、住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本等、戸籍の附票の写し				
	本籍地	豊中市		筆頭者	
	<small>※戸籍謄抄本等、戸籍の附票の写しの本人通知は、現在豊中市に本籍地がある人のみ申込みできます。申込みする場合は、本籍地、筆頭者を記入してください。</small>				
通知を止める 証明書	<input type="checkbox"/> 住民票の写し、住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本等、戸籍の附票の写し				

代理人が 申し込むとき	1. 法定代理人(<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 後見人)		2. 任意代理人(委任状が必要)		
	住所				
	フリガナ		電話番号		
	氏名		()	—	

(注意)

1. 15歳未満または成年被後見人の場合は、法定代理人が申し込んでください。
2. 法定代理人が申し込むときは、その資格を証明する書類の提示が必要です。
ただし戸籍謄本は、本籍が豊中市にある場合、申込者の了承のもと市職員が確認できますので、提示を省略することができます。
3. 任意代理人が申込書を提出するときは、委任状が必要です。

市役所処理欄 ◎ここから下は記入しないでください。

必要書類						
本人	本人確認書類(住(A・B)・個・免・旅・保・高・介・年)					
法定代理人	<input type="checkbox"/> 戸籍・登記 <input type="checkbox"/> 法定代理人の本人確認書類(住(A・B)・個・免・旅・保・高・介・年)					
任意代理人	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 任意代理人の本人確認書類(住(A・B)・個・免・旅・保・高・介・年)					
宛名番号			登録日		登録番号	
担当者	受付	照合	案内	登録(住)	登録(戸)	通知作成
				/	/	/

〒

様

豊中市長 浅利 敬一郎

住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を本人、本人等又は第三者に交付しましたので、豊中市住民票の写し等被請求者本人通知制度実施要綱第8条の規定により通知します。

なお、通知事項は次のとおりです。

発行年月日	
交付証明書の種別	
交付枚数	
交付請求者の種別※	本人・本人等・第三者（個人・法人・八業士）
その他	

※1 本人とは事前登録者とその代理人をいいます。

2 本人等とは、住民票の写し及び住民票記載事項証明の場合、事前登録者を除く同一世帯員及びその代理人をいいます。戸籍の附票の写し及び戸籍謄（抄）本の場合、事前登録者を除く戸籍に記載されている者、その配偶者、直系尊属及び直系卑属並びにその代理人をいいます。

3 八業士とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士をいいます。

問い合わせ先